

## 「北海道開拓の村」展示・体験ブース整備委託業務企画提案説明書

北海道開拓の村は、開拓時代の建造物等を移築・復元して保存するとともに当時の情景を再現展示して、北海道の開拓の歴史を身近に学ぶことができる野外博物館であり、道内外をはじめ海外からの観光客にも来村いただいている。

来村者、特にインバウンド（外国人旅行者）の関心が「モノ」から歴史・文化などの「コト」に移っている中、村における体験機能等を強化し施設の魅力を十分に引き出すため、旧小川家酪農畜舎及び旧菊田家農家住宅の展示及び体験ブースを整備する。

### 1 委託業務の名称

「北海道開拓の村」展示・体験ブース整備委託事業

### 2 委託業務の目的

- 札幌市厚別区にある「北海道開拓の村」に所在する「旧小川家酪農畜舎」及び「旧菊田家農家住宅」の再整備に際し、再整備されたそれぞれの建物内外における展示の整備及び体験ブースの整備を行う。
- 展示及び体験ブースの整備は、来村者特にインバウンド（外国人旅行者）に対し、日本・北海道の自然・歴史・伝統文化の魅力を伝え、多くの来村者を惹き付けるものとする。

### 3 求める企画提案の内容

「旧小川家酪農畜舎」及び「旧菊田家農家住宅」のそれぞれについて、上記の2（「目的」）を踏まえ、来村者、特にインバウンド（外国人旅行者）に対し、それぞれの建物の時代的背景や歴史的建造物としての特色等を、正確に、わかりやすく、魅力的に伝え、これを軸として日本・北海道の自然・歴史・伝統文化の魅力を発信し、多くの来村者を惹き付けるものとなるようにすること。

それぞれの内容は次のとおり。

- (1) 旧小川家酪農畜舎（明治末期頃建築。一階建、127㎡。別紙図面・写真を参照のこと）

#### 【整備のコンセプト】

- 19世紀のアメリカで発達したバルーンフレーム構造を取り入れた酪農畜舎屋内外で
- ・洋風建築を取り入れた北海道的な酪農畜舎の特徴や魅力を紹介
  - ・外国の酪農技術を積極的に取り入れた北海道の酪農のあゆみを学習
  - ・当時の搾乳、バター作り、アイスクリーム作りなど（例）、北海道の酪農のあゆみと魅力を体験

#### ① 展示

ア 屋内展示として畜舎1階で、旧小川家酪農畜舎の特徴や酪農業の歴史・文化・技術などを実物・複製資料で展示、及び写真や文字パネルなどで解説するとともに、野外展示として酪農業関係の農機具を展示する。

イ 北海道博物館が作成した展示シナリオに沿って、資料の展示を設計し、施工（演示）すること。（展示資料、パネル解説文、パネル写真データ、展示資料に付随する情報（名称など）は北海道博物館が支給する。なお、展示の充実を図るために、これら支給品以外の展示資料・展示物等を提案することは差し支えないが、それらは受託事業者が調達すること。）

ウ 展示において、パネル解説文等に使用する言語は日本語とし、インバウンドのニーズに対応する多言語表記として、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、ロシア語の5言語を使用することとし、その提示の仕方を工夫すること。翻訳データは北海道博物館が支給する。

エ 展示する資料について、展示シナリオにおいて当該資料のクリーニング、修復または複製の再製作を指示しているものについては、それぞれクリーニング、修復または再製作を行うこと。（複製の再製作は、現存する複製に準じた仕様を基本とするが、詳細は北海道博物館と協議すること。修復を指示したものについて、経費その他の事由から複製製作によることが本事業の目的に照らして合理的かつ適切と判断できる場合は、北海道博物館と協議の上で複製製作とすることも差し支えない。）

オ 展示の設計及び施工に当たっては、旧小川家酪農畜舎の時代背景を踏まえたコンセプトのもと、耐久性、維持管理の機能性・経済性、資料入替の利便性等に配慮するとともに、本事業の目的を踏まえ、外国人旅行者や子ども等の多様な来村者にとってわかりやすく魅力的な展示及び情報発信の手法を採用すること。

カ 無人管理を想定した、映像・写真や絵、パネルなどによる展示のほか、実物資料や複製物による展示を基本とし、映像装置を設置する場合は、タイマー式電源及び屋外に近い環境に設置することを想定して、耐寒・耐熱・耐圧・防塵等の対策をしたモニター及

び再生機器等とすること。

キ 資料や映像コンテンツの入れ替えを可能にするなど、容易に陳腐化しないよう工夫すること。

## ② 体験ブース及び体験イベント

ア 北海道の魅力の一つである酪農のあゆみと魅力を体験できる体験装置を備えた体験ブースの設計及び施工を行う。

イ 体験ブースには、無人管理でも日常的に体験できる体験メニュー、及び体験イベントの開催に必要な機器・用具等を備えること。（体験ブースは屋外に近い環境であることを踏まえ、装置等の保全を配慮すること。）

ウ 体験メニュー及び体験イベントは、外国人旅行者の関心を惹き日本・北海道の魅力を伝えるものであるとともに、年齢や障害の有無を問わず、北海道の四季を通して楽しめるよう工夫すること。

エ 体験ブースの設計・施工に当たっては、長期の使用を前提として十分な耐久性を持たせること。

オ 畜舎内で同時使用可能な電気量の上限は100V、30Aであること、水道については、日常的には利用できないため、水を使う体験メニュー・体験イベントを提案する場合は、供給方法等について留意すること。

カ 体験イベントについては、実施計画を策定し、イベントの規模、実施に係る人件費その他の経費及びイベント実施により見込める収入、期待できる効果等をわかりやすく提案すること。

キ 体験イベントのほか、施設内において有人または無人で販売することにより、各施設の特色やその背景等の理解が深まると考えられる商品等の提案があれば記載すること。

## (2) 旧菊田家農家住宅（明治26年頃建築。一階建、89.72㎡。別紙図面・写真を参照のこと）

### 【整備のコンセプト】

新潟県魚沼の山間部豪雪地帯の建築様式からなる農家住宅で

・郷里の建築様式を取り入れた農家住宅の特徴や魅力を解説

・建物内で明治末期頃における秋祭りの日の状況を再現

・北越殖民社についての展示コーナーを設置

・新潟から移入した神楽など（例）の地域の伝統文化や、日本の伝統文化を体験

### ① 展示

ア 屋内展示として1階で、旧菊田家農家住宅の特徴や北越殖民社として野幌原野に入植した農村生活の状況、神楽衣装や秋祭りのご馳走などの民俗文化、ならびに北越殖民社の歴史などを実物・複製資料で展示、及び写真や文字パネルなどで解説する。

イ 北海道博物館が作成した展示シナリオに沿って、資料の展示を設計し、施工（演示）すること。（展示資料、パネル解説文、パネル写真データ、展示資料に付随する情報（名称など）は北海道博物館が支給する。なお、展示の充実を図るために、これら支給品以外の展示資料・展示物等を提案することは差し支えないが、それらは受託事業者が調達すること。）

ウ 展示において、パネル解説文等に使用する言語は日本語とし、インバウンドのニーズに対応する多言語表記として、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、ロシア語の5言語を使用することとし、その提示の仕方を工夫すること。翻訳データは北海道博物館が支給する。

エ 展示する資料について、展示シナリオにおいて当該資料のクリーニング、修復または複製の再製作を指示しているものについては、それぞれクリーニング、修復または再製作を行うこと。（複製の再製作は、現存する複製に準じた仕様を基本とするが、詳細は北海道博物館と協議すること。修復を指示したものについて、経費その他の事由から複製製作によることが本事業の目的に照らして合理的かつ適切と判断できる場合は、北海道博物館と協議の上で複製製作とすることも差し支えない。）

オ 展示の設計及び施工に当たっては、旧菊田家農家住宅の時代背景を踏まえたコンセプトのもと、耐久性、維持管理の機能性・経済性、資料入替の利便性等に配慮するとともに、本事業の目的を踏まえ、外国人旅行者や子ども等の多様な来村者にとってわかりやすく魅力的な展示及び情報発信の手法を採用すること。

カ 無人管理を想定した、映像・写真や絵、パネルなどによる展示のほか、実物資料や複製物による展示を基本とし、映像装置を設置する場合は、タイマー式電源及び屋外に近い環境に設置することを想定して、耐寒・耐熱・耐圧・防塵等の対策をしたモニター及び再生機器等とすること。

キ 資料や映像コンテンツの入れ替えを可能にするなど、容易に陳腐化しないよう工夫すること。

## ② 体験ブース及び体験イベント

- ア 旧菊田家農家住宅の背景・特色である新潟県魚沼地方から北海道への移住を踏まえ、日本の地域の伝統文化を中心としたコンセプト・内容の体験装置を備えた体験ブースの設計及び施工を行う。
- イ 体験ブースには、無人管理でも日常的に体験できる体験メニュー、及び体験イベントの開催に必要な機器・用具等を備えること。（体験ブースは屋外に近い環境であることを踏まえ、装置等の保全を配慮すること。）
- ウ 体験メニュー及び体験イベントは、外国人旅行者の関心を惹き日本・北海道の魅力を伝えるものであるとともに、年齢や障害の有無を問わず、北海道の四季を通して楽しめるよう工夫すること。
- エ 体験ブースの設計・施工に当たっては、長期の使用を前提として十分な耐久性を持たせること。
- オ 屋内で同時使用可能な電気量の上限は100V、30Aであること、水道については、日常的には利用できないため、水を使う体験メニュー・体験イベントを提案する場合は、供給方法等について留意すること。
- カ 体験イベントについては、実施計画を策定し、イベントの規模、実施に係る人件費その他の経費及びイベント実施により見込める収入、期待できる効果等をわかりやすく提案すること。
- キ 体験イベントのほか、施設内において有人または無人で販売することにより、各施設の特色やその背景等の理解が深まると考えられる商品等の提案があれば記載すること。

## (3) 全体的な注意・配慮事項

### ① 警備員の配置

本事業は「開拓の村」の営業期間中に行うものであることから、期間中の来村者の安全確保等のため必要な時間帯に警備員を配置すること。

### ② 施設の保全

展示及び体験ブースを設置する両施設は、きわめて貴重な歴史的建造物であることから、内部の改造は最小限度に止めるとともに、実施にあたっては北海道博物館と協議すること。

## (4) 報告書の提出

- ① 報告書 実施結果報告書（成果品を含む。）の作成
- ② 提出期限 平成30年3月20日（火）
- ③ 提出形態 紙媒体各1部、電子媒体（CD-ROM）1枚

## 4 委託期間

契約締結日から平成30年3月20日（火）まで

なお、建造物改修工事を行っているため、現地での施工は概ね11月からを予定。

## 5 予算上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 6 委託契約の方法等

### (1) 契約方法

随意契約

### (2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

### (3) 契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3関係1の(2)

## 7 企画提案者の参加資格

参加者の資格は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人（団体を含む。以下同じ。）又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）のいずれかであること。
- (2) 都道府県立の博物館等（これらと同規模の博物館等を含む。以下同じ）における、歴史的・文化的に貴重な資料（国または地方自治体の指定文化財もしくはそれらと同等と認められる資料）に関する展示業務、及び博物館等における体験型の装置、機器、用具等の製作に関する業務を履行した実績を有すること。ただし、コンソーシアムにあっては、これらの業務の実績を構成員のいずれかが有すること。
- (3) 単体の法人、団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 道内に営業・運営拠点を有する法人又は団体であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ⑤ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- ⑥ 暴力団関係事業者等でないこと。
- ⑦ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - (ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)
  - (イ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納付義務がある場合を除く。)
  - (ウ) 消費税及び地方消費税
- ⑧ コンソーシアムの構成員が単体の法人等又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
- ⑨ 団体においては、団体の規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

## 8 企画提案の審査方法及び最良の企画提案書の決定等

北海道博物館、北海道環境生活部文化振興課及び一般財団法人北海道歴史文化財団の職員により組織する審査会が定める評価基準に基づき、審査会の各委員が、企画提案書及びヒアリングを通して企画提案の内容を審査し、評価を行う。

最良の企画提案書の決定及び契約の相手方の候補者の特定については、各委員が評価基準に基づき各企画提案書に得点を与え順位付けをした(同点の場合にあっては、当該委員が順位付けをした)結果、各委員が1位とした数の最も多い企画提案書を最良の企画提案書として決定するとともに、当該企画提案書の提案者を契約の相手方の候補者として特定する。この場合において、1位を最も多くとった企画提案書が2以上あるときは、各委員の点数を合計した点数(以下「委員合計点数」という。)が最も多い企画提案書を最良の提案書に決定し、それでもなお、委員合計点数が同点の企画提案書が2以上あるときは、当該企画提案書を提出した提案者によるくじ引きにより決定する。このとき、くじを引かない提案者がいる場合は、これに代えて、審査会及び契約事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

## 9 評価基準(各委員の審査の項目及び配点【100点満点】)

### (1) 旧小川家酪農畜舎整備

#### ① 展示【23点】

- 1-1-1 事業目的及び小川家酪農畜舎の特徴を踏まえたコンセプト、内容及び演示等が提案されているか。
- 1-1-2 外国人旅行者にとって魅力的かつわかりやすい展示が工夫されているか。
- 1-1-3 子ども等、多様な利用者にとってわかりやすい展示が工夫されているか
- 1-1-4 展示手法は、施設の保全が配慮され、耐久性、機能性・経済性、資料入替の利便性等が考慮されているか。
- 1-1-5 無人管理を想定した展示になっているか。

#### ② 体験ブース【23点】

- 1-2-1 事業目的及び小川家酪農畜舎の特徴を踏まえたコンセプト、内容の体験メニュー・イベントが提案されているか。
- 1-2-2 外国人旅行者にとって魅力的かつわかりやすい体験メニュー・イベント展示が工夫されているか。
- 1-2-3 年齢や障害の有無を問わず、多様な利用者にとってわかりやすい工夫がされているか。
- 1-2-4 体験イベントの実施計画が、収益性に配慮し、かつ理解促進効果を見込めるものになっているか。
- 1-2-5 無人管理を想定した体験メニューが提案されているか。

### (2) 旧菊田家農家住宅整備

#### ① 展示【23点】

- 2-1-1 事業目的及び旧菊田家農家住宅の特徴を踏まえたコンセプト、内容及び演示等が提案されているか。
- 2-1-2 外国人旅行者にとって魅力的かつわかりやすい展示が工夫されているか。
- 2-1-3 子ども等、多様な利用者にとってわかりやすい展示が工夫されているか
- 2-1-4 展示手法は、施設の保全が配慮され、耐久性、機能性・経済性、資料入替の利便性等が考慮されているか。
- 2-1-5 無人管理を想定した展示になっているか。

#### ② 体験ブース【23点】

- 2-2-1 事業目的及び旧菊田家農家住宅の特徴を踏まえたコンセプト、内容の体験メニュー・イベントが提案されているか。
- 2-2-2 外国人旅行者にとって魅力的かつわかりやすい体験メニュー・イベント展示が工夫されているか。
- 2-2-3 年齢や障害の有無を問わず、多様な利用者にとってわかりやすい展示が工夫されているか。
- 2-2-4 体験イベントの実施計画が、収益性に配慮し、かつ理解促進効果を見込めるものになっているか。
- 2-2-5 無人管理を想定した体験メニューが提案されているか。
- (3) 全体の共通事項【8点】
  - 3-1 本業務を遂行するに当たって、十分な業務経験を有する者が担当者として配置され、業務全体の進捗状況管理、北海道博物館との連絡調整等の体制が確保されているか。
  - 3-2 警備員を配置等、円滑な事業実施のため必要な措置がとられることになっているか。
  - 3-3 全体を通して、合理的かつ実施可能な工程となっているか。

## 10 手続等

業務委託に当たり、企画提案参加者から事前に「資格審査申請書」を徴取し、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

- (1) 担当部課：〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2  
北海道博物館 総務部総括グループ  
TEL 011-898-0456  
FAX 011-898-2657  
E-mail hokkaido.museum@pref.hokkaido.lg.jp
- (2) 企画提案に係る説明書の交付期間及び交付方法
  - ア 直接交付  
交付場所：上記(1)に同じ。  
交付期間：平成29年6月21日（水）から平成29年7月4日（火）まで  
ただし、月曜日を除く午前9時から午後5時まで
  - イ ホームページからのダウンロード  
ホームページのURL：<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>  
交付期間：平成29年6月21日（火）から平成29年7月4日（火）午後5時まで
- (3) 資格審査申請書（別紙1）の提出
  - ア 提出部数：1部
  - イ 提出場所：上記(1)に同じ
  - ウ 提出期限：平成29年7月4日（火）午後5時まで（必着）
  - エ 提出方法：持参又は郵送（配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる）  
（持参による提出の受付時間は、月曜日を除く午前9時から午後5時30分  
（提出期限の日においては午後5時）まで）
- (4) 現地説明会
  - ア 日時：平成29年7月11日（火）午後1時から
  - イ 集合場所：北海道開拓の村正面玄関（札幌市厚別区厚別町小野幌50番地1）
- (5) 質疑等
 

企画提案書等の記載にあたって質疑がある場合は、次のとおり受け付ける。  
ただし、審査内容に関する質問については回答しない。

  - ア 質問への対応方法  
FAX又は電子メールでのみ質問を受け付ける（提出先：上記8の(1)に同じ。）  
なお、回答は、北海道博物館公式ホームページに掲載する。  
（<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>）
  - イ 質問の受付期限  
平成29年7月14日（金）午後5時まで（必着）
  - ウ 質問様式等  
様式は自由とするが、件名を「開拓の村展示・体験スペース整備委託業務質疑」とし、本文中に事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレスを必ず記載すること。
- (6) 企画提案書（別紙2）の提出

- ア 提出部数：7部
- イ 提出場所：上記(1)に同じ
- ウ 提出期限：平成29年7月19日(水)午後5時(必着)
- エ 提出方法：上記(3)のエに同じ
- オ その他：期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。

(7) ヒアリング

- ア 場所：北海道博物館会議室
- イ 日時：平成29年7月21日(金)時間、留意事項等は、別途通知する。
- ウ ヒアリングで使用する資料は、企画提案書のみとし、追加資料の配付は認めない。

11 委託契約に関する基本的事項

審査の結果、特定された事業者と結ぶ委託契約は、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の調整  
採択された提案内容は、契約締結時に修正や変更が加えられる場合がある。
- (2) 見積書の提出  
原則として、審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続を経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。
- (3) 契約保証金  
免除する。ただし、契約保証金を納めさせる場合がある。
- (4) 再委託の禁止  
業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (5) 著作権等の取扱いについて  
委託業務処理に伴って生じた著作権その他の権利については、道に移転するものとする。
- (6) 前金払  
前金払はしない。
- (7) 契約書及び仕様書  
選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

12 その他

- (1) 資格審査申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。
  - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
  - イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) ヒアリングに参加しなかった場合は、棄権したものとみなす。
- (3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人・団体の負担とする。
- (4) 公募手続において使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。
- (5) 提出期限以降における資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (7) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。
- (8) 提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。
- (9) 業務委託した事業者の名称は公表できるものとする。
- (10) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。
- (11) 次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査会で審議の上、失格になることがある。  
失格要件：企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合。  
その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合。